

墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（設置）</p> <p>第1条 区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給料、期末手当及び退職手当の額（以下「給料等の額」という。）について、次条第1項の規定による意見の求めに応じ審議するため、並びに墨田区議会（以下「区議会」という。）における各会派に対し交付する政務活動費の額（以下「政務活動費の額」という。）について、次条第2項の規定による意見を聴くため、区長の附属機関として墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長及び副区長の給料、期末手当及び退職手当の額（以下「給料等の額」という。）について、次条第1項の規定による意見の求めに応じ審議するため、並びに墨田区議会（以下「区議会」という。）における各会派に対し交付する政務活動費の額（以下「政務活動費の額」という。）について、次条第2項の規定による意見を聴くため、区長の附属機関として墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日以後に任命される教育長から適用する。
- 3 改正後の条例の規定による教育長の給料等に関する審議については、この条例の施行の前においても行うことができる。